

意 見 書

2008 年 5 月 23 日

日本弁護士連合会

総務省が 2008 年 4 月 25 日付けて公表し、意見を求めている「情報通信審議会情報通信技術分科会 研究開発・標準化戦略委員会『我が国の国際競争力を強化するための ICT 研究開発・標準化戦略（案）』」（以下「報告書」という。）に関し、当連合会は以下のとおり意見を述べる。

第 1 意見の趣旨

報告書は、情報通信技術（ICT）分野における我が国の国際競争力を強化する観点から、研究開発・標準化に関する具体的な推進方策について検討し、その具体策を提言したものであり、その問題認識と詳細にわたる調査検討内容は有益である。

報告書に盛り込まれた各種の提言の具体化・実現のためには、企業、大学、政府等の各自の取り組みが必要であるが、とりわけ契約実務、法的紛争予防・解決等の実務経験を踏まえた法律実務家の積極的参加が不可欠である。我々弁護士は、我が国唯一の在野実務法曹として、我が国の ICT 分野における国際競争力強化を担う人材を供給する責務を果たす所存である。制度設計及び運用に際しては、弁護士の十分な関与を確保していただくよう要望する。

また、我が国の ICT 分野における国際競争力強化のためには政府規制等既存制度の革新的見直しが必要である。

第 2 意見の理由

1 . ICT 分野の重要性

報告書も詳説するとおり、ICT 分野における国際競争力強化の重要性は明白である。我が国を含めた国際競争力上位国がさらなる持続的成長を実現するためには、イノベーションによる競争力、生産性の向上が必須である。特に、ICT 分野の技術革新は、「イノベーション・ビッグ・バン」とも呼ばれ、産業革命に匹敵する変化をもたらし、ボーダレスに経済・産業構造、国家と国民の関係などの政治構造、人々の価値観・規範・文化等の社会構造にまでその影響を及ぼすと評価されている。¹

問題は、いかにこれを実現するかである。報告書は第 10 章「図 10-1 ICT 標準化・知的財産プログラムの全体イメージ」においてセンター構想を図示している。このようなスキームを適切に実現していくためには、合理的かつ法的に有効な多数当事者間の合

¹ 2008 年 2 月 19 日（社）日本経済団体連合会「通信・放送融合時代における新たな情報通信法制の在り方」

意を効率的に形成する必要がある。

2. 標準化に関わる法律上の紛争リスクの予防と解決の重要性

(1) 知的財産権の流れは、独占から開放に向かっている。ボーダレスなICT分野では技術が普及して市場での標準にならない限り、有力特許も宝の持ち腐れとなる。ネットワーク時代においては、どんなに優れた企業でも単独で標準技術を作ることはできない。こうして、いわゆる「特許の藪」の解決策として、技術標準化とこれに伴うパテントプールが必然的な流れとなる。かかる状況下、各国の競争法関係規制当局は、必須特許によるパテントプールの合理性を認めつつ、その形成等についてガイドラインを示している（公正取引委員会2005年6月29日「標準化に伴うパテントプールの形成等に関する独占禁止法上の考え方」等）。また、近年は標準化のカバー領域としては、従来のIT分野の技術標準から、業務プロセス、環境、品質管理、バイオテクノロジーまでが視野に置かれつつある。

(2) 他方、標準化については、報告書（163、164頁）も指摘するとおり、アウトサイダー問題、ホールドアップ問題、権利譲渡後のライセンス条件の変更・拒否問題、パテントトロール問題等の問題がある。パテントプールのプロセス全般（技術標準策定段階、IPR検討グループの結成・組織化、必須特許選定、必須特許権者会議におけるライセンス条件及び必須特許権者間・必須特許権者とライセンス会社間・ライセンサー間の各契約案の決定、パテントプールライセンスの開始）においてこれらの紛争リスクが顕在化し、すでに米国、欧州では技術標準策定をめぐる訴訟も頻発している。トロールについても、日本における対応特許の存在を考えれば、対岸の火事ではない²。

このような紛争の予防と解決には、技術評価や特許法等の個別の知的財産権法の解釈にとどまらない、独占禁止法等競争法や民法等の基本法についての法律知識・実務経験に基づく専門的対応が必要である。従って、標準化戦略による国際競争力強化のためには、国内外のプールのコンセンサス形成プロセス及び紛争の予防と解決に向け、弁護士による法律的サービスの提供が不可欠である。

従って、本制度の制度設計及び運用に際しては、弁護士の十分な関与を確保していくよう要望する。我々弁護士も必要な人材供給等を行う所存である。

² ランバス事件（FTC August 2, 2006：必須特許権の詐欺的な非開示は反トラスト法違反）、クアルコム事件（詐欺的RAND条件の約束は詐欺的な特許権の非開示と同様の行為であり契約違反のみならず独占行為に該当。Broadcom Corporation v. Qualcomm Incorporated, United States Court of Appeals for the Third Circuit No.06-4292 June 28, 2007），ノキア事件（ドイツにおいてノキア社に対して特許侵害による記録的巨額請求訴訟が係属中。
<http://www.cellular-news.com/story/28984.php>）。

3. 競争力形成を阻害する既存制度の革新（イノベーション）の必要性

(1) 競争力を実際に生み出すのは政府ではなく企業である。政府介入により産業がミスリードされ、日本製品が世界の潮流からそれで独自の進化をとげる「ガラパゴス化」を生まないようにしなければならない。むしろ、イノベーションが必要なのは政府規制の在り方である。政府が為すべきことは、競争力形成を阻害する行政組織・制度のイノベーションなのである。

ICT 分野において政府の役割として重要なのは、ICT を使って高度な知的作業を行なう人材や、リスクをとる資本が生産性の高い産業に移動できるよう労働市場・資本市場を活性化するという方向での規制の革新的見直しである。国際競争力の高い米国、ドイツ、フィンランド、スウェーデンは、いずれも産学の研究協力、ローカルなベンチャーキャピタル能力、知的財産権保護法制度の充実、ICT に関わる行政組織改革及び法制整備における生産性の高さを誇っている³。

(2) 日本は、科学技術者の能力、企業による R&D 投下資金及びイノベーション能力の高さは他国に勝るものと評価されながら、ネットワーク化への体制準備では 19 位に甘んじている⁴。また、携帯電話の費用（49 位）、国際電話の費用（45 位）が高いことも経済への重荷とみなされている⁵。我が国の ICT 分野の競争力阻害要因の筆頭は、放送・通信の制度的枠組革新の遅れであろう。すでに上記の各国では、縦割りの行政組織自体を統合し、事業・メディアごとに細分化され多くの法律により構成された旧来の枠組みを改善して放送・通信の融合化をはかっている。しかるに、我が国は、関連する各種審議会報告書の提言にも拘わらず、いまだ抜本的改革の方向性が見えない。国境を超えて情報が流通するインターネットについて、県域免許で営業する地方民放の保護のために、「IP 放送は放送ではない」として著作権法を改正して IP 再送信エリアを県域に限定してしまっている。また、私的録音録画補償制度の見直し論議も迷走している状況にある⁶。

今、我が国の ICT 分野における国際競争力強化のために政府に対して求められて

³ World Economic Forum による The Global Competitiveness Report 2007-2008 (<http://www.gcr.weforum.org/>) において、日本は前年度の総合 5 位から 8 位に転じた。これは、マクロ経済（政府負債 127 国中 120 位）、金融市場の脆弱さ（銀行健全度 84 位）その他、インフラ、高等教育、訓練等を含む広範な分野における生産性の低下が原因であるとされる。

⁴ The Global Information Technology Report 2007-2008 (<http://www.insead.edu/>)

⁵ 2008 年 5 月 15 日に発表された IMD World Competitiveness Yearbook 2008 (<http://www.imd.ch/>) において日本は総合 22 位。プレスリリースにおいて 1989 年の首位から転落した「日本の悲劇」の要因に「創造的破壊」の実践なきことが挙げられている。

⁶ 2008 年 5 月 13 日開催の総務省・情報通信審議会・情報通信政策部会・デジタル・コンテンツの流通の促進等に関する検討委員会において、いわゆる「ダビング 10」の開始予定期日（2008 年 6 月 2 日）は事実上延期された。

いるのは、スピーディに省庁間横断的な政策調整を行い、競争力阻害要因を除去する規制イノベーションを行うことである。報告書に盛り込まれた諸施策実現にあたっては、このような制度上の環境整備をあわせて行う必要がある。

以上